

豊丘村家庭用生ごみ処理機等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）及び生ごみ処理容器（以下「容器」という。）購入者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理機 生ごみを減容及び堆肥化できる電化製品をいう。
- (2) 容器 生ごみを減容及び堆肥化できるコンポスター又はボカシ容器をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 村内に住所を有する者で、かつ、居住している者。
- (2) 自ら使用する処理機又は容器を購入した者。
- (3) 村税を滞納していない者。

(補助金の交付対象台数)

第4条 補助金の交付対象台数は、次の各号に掲げる台数とする。

- (1) 処理機 1人1台まで
- (2) 容器 1人2台まで

(補助金の額)

第5条 処理機及び容器に係る補助金の額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 処理機の購入に要した費用に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
- (2) 容器の購入に要した費用に3分の2を乗じて得た額とし、1台当たり5千円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、処理機又は容器購入後3か月以内に、規則第3条の規定により家庭用生ご

み処理機等補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、規則第12条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書には、規則第12条に規定する関係書類として処理機又は容器購入に係る領収書、購入製品のカタログ又は保証書、及び補助金交付請求書（様式第2号）を添付するものとする。
（補助金の交付決定）

第7条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、申請書の内容等を調査及び確認の上、補助金の交付又は不交付を決定し、書面により申請者に通知する。

（補助金の返還）

第8条 第5条の内容に虚偽があったときには、補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の再交付申請）

第9条 申請者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年を超え、次の各号に該当する場合は補助金の交付対象者とする。

(1) 故障により処理機が修理不能となったとき。ただし、故意によるものを除く。

(2) 生ごみの処理量が著しく増加し、現に使用している処理機又は容器では処理しきれなくなったとき。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。